

生活支援体制整備事業の 要点と実践

今ある資源を最大限に生かす「地域づくり」



北谷町宮城区の毎朝の体操会「宮城海岸ぶからさの会」に集まった人たち
(撮影・写真提供:北谷町社会福祉協議会/生活支援コーディネーター 源河裕子さん)

生活支援
コーディネーターの
活動と協議体
運営の手引き

| | |
|------------------|-------|
| はじめに 介護保険で地域づくり | 1-2 |
| 生活支援や介護予防の「資源」とは | 3-4 |
| ナチュラルな資源(地域のお宝) | 5-10 |
| 地域に入る、「お宝」を見つける | 11-12 |
| 「お宝」を地域づくりに生かす方策 | 13-16 |
| 「協議体」と「圏域」の多様性 | 17-20 |
| 就労的活動支援と重層的支援 | 21-22 |

はじめに

介護保険で 地域づくり 支援



サービスの 充実だけでは…

介護保険制度が2000年にスタートして20年あまりが経過しています。この間、数度にわたる制度改正を経て、介護サービスは種類も量も拡大。同時に「高齢になっても、できるだけ長く住み慣れた地域で・自宅で自分らしく暮らす」ための医療、介護、保健、福祉、住まい、生活支援、介護予防の各分野が連

携する「地域包括ケアシステム」の構築が重視されるようになっていきます。

ここで言う「地域」は、単なる地理的な範囲ではなく、私たちが日々の暮らしを営み、人のつながりのなかで歴史を積み重ね、生活文化とコミュニティを育む場という意味を含みます。

そうした地域のありようも踏まえた地域包括ケアの「住み慣れた地域で・自宅で自分らしく」という目標は、画一的な介護サービスの提供のみでは、達成が難しいことがわかってきました。当事者の実感に即せば「サービスが充実しても、なじみのつながりが希薄になってしまえば幸せな生活は送れない」ということです。

このため、生活支援や介護が必要になっても、当事者が元々持っている周囲との関係のなかで自分らしく暮らし続けるための、つながりと支え合いの「地域づくり」が求められるようになりしました。そこで2015年の介護保険改正で「生活支援体制整備事業」が導入されたのです。同事業は、地域づくりに取り組む住民を、市町村が制度的に後押しできるように設計されて

生活支援体制整備の 位置付け

います。

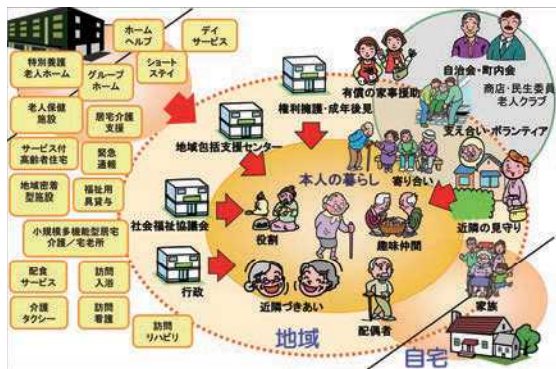
地域のつながりと支え合いは、実は介護保険制度の導入以前から介護や福祉のたいせつな「資源」でした。サービスが充実するにつれ住民にも専門職にもあまり意識されなくなりまして、近年急速に再評価が進んでいます。「サービスが充実するだけでは幸せな生活は送れない」ことに加え、制度的な介護資源は今後不足が懸念されるからです。

厚生労働省が2019年に行った国民生活基礎調査によると、全国の世帯総数5178・5万世帯のうち単独世帯（世帯員が1人のみ）が1490・7万世帯で全体の28・8%を占め最多に。高齢者世帯も1487・8万世帯で28・7%に達しました。

介護サービスや生活支援へのニーズの増大が予想される一方、生産年齢人口の減少で介護人材の不足が顕著です。すべての高齢者が市場や制度のみでニーズを満たすのは難しくなっ

3 介護保険改正の狙い

住民・専門職みんなで支え合う地域に⇒改正介護保険



介護保険制度の導入以前は、限られた在宅介護サービスと入所施設しかありませんでした。介護は、地域のつながりの豊かさにも支えられつつ、主に家族が担っていました。介護保険制度が始まるとサービスは充実。一方で地域のつながりは生活様式や社会情勢の変化で弱くなりました。介護サービスに頼るほど地域のつながりが切れるようなことも生じました。デイサービスに通えば当事者は地域のつながりから切り離され、ホームヘルパーが来るようになれば友人らが遠慮して家を訪ねなくなるといったことが起きたのです。つながりが弱くなるとサービス依存が強まり、さらにつながりが弱まる悪循環も生じかねません。そこで2015年の介護保険制度の改正では、地域と制度が連携し、地域のつながりと支え合いを強めつつ、適切なサービス利用を推進する体制の構築が図られたのです。

ていくでしょう。

だからこそ、地域のつながりと支え合いの最大化を図り、資源として生かすことが重要となつていきます。生活支援体制整備事業は、そのための地域づくりを推し進める手段です。

地域づくりの 両輪となるもの

同事業の柱は、住民自らが主体的に地域づくりに取り組むことをサポートする生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と、さまざまな立場の人が情報、意見、思いを交わしながら、地域づくりについて話し合う場（協議体）の設置です。

生活支援コーディネーターと協議体は、制度の側（行政、専門職・機関）と地域（住民、自治組織、ボランティアグループ、NPOなど）をつなぎ、地域づくりの両輪となりエンジンとなつて、地域のつながりを広げ、住民同士が気に掛け合い、支え合えるよう後押しします。

また、必要に応じて、新たな生活支援や介護予防の仕組みを整える調整役ともなります。

地域づくりの支援業務は、それまでの介護保険制度にはない、まったく新しい事業でした。導入当初、自治体や事業の委託先からは戸惑いの声が上がりましたが、沖縄県の各市町村では、試行錯誤のなかから優れた実践がいくつも生まれています。

本冊子では、そうした事例を紹介しつつ、生活支援コーディネーターと協議体の機能や役割を解説します。

「社会的孤立」の 防止が鍵

さらに、最新の制度改正の状況と、これに関連する動きも踏まえ、地域づくりとその支援の今後に向けた展望も示したいと思います。

介護保険の2018年の制度改正では「地域共生社会」の実現を目指す内容が盛り込まれ、2020年には生活支援体制整備事業の枠組みで高

齢者の役割づくりと社会参加を推進する「就労的活動支援コーディネーター」の配置も可能になりました。

また、社会福祉法などの改正で子ども・若者・障害者・高齢者・生活困窮者といった属性の異なる人たちへの支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業」が2021年度から始まっています。

いずれも、最も重要なポイントの一つは、昨今大きな問題となっている「社会的孤立」の防止であり、地域のつながりづくりです。

生活支援コーディネーターと協議体の活動は、就労的活動支援や重層的支援体制整備に取り組みうえでも、一つの基盤になり得ます。その意味でも、改めてこの事業の位置付けや機能、役割を整理し、理解を深めることが今、事業主体となる自治体の担当者をはじめ社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員、介護・福祉の専門職や地域づくりの関係者には求められています。

1 介護保険前

介護保険前、介護サービスはわずかでも支え合う多様なつながりがあった



2 介護保険後

制度・サービスは整ったけれど、つながりと支え合いが希薄に

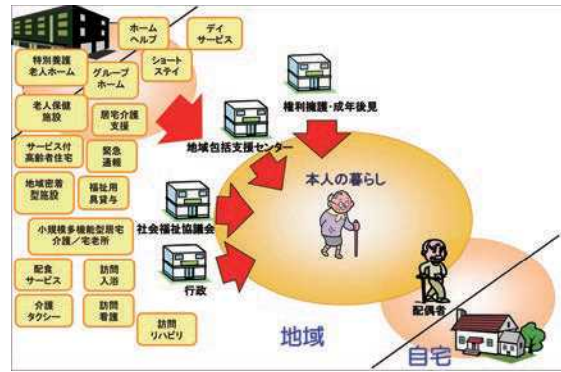


図1 高齢者の暮らしの場の変化

生活支援や介護予防の「資源」とは何か

「地域の助け合い」と「サロン」

県内各市町村の生活支援コーディネーターの実践に触れる前に、介護保険制度が定める生活支援体制整備事業の要点を整理し、これをどう現場の活動に落とし込むか、特に住民が受け入れやすく、実効性が期待できる地域づくりはどう結びつけるかについての基本的な考え方を解説していきます。

厚生労働省老健局の資料(※)によると、生活支援コーディネーターの持つ主な機能は、A.資源開発 B.ネットワーク構築 C.ニーズと取り組みのマッチング——の3つです(図2)。この資料が言う「資源」とは、主に住民、NPO、ボランティア、民間事業者、市町村などが主体となつて行う介護保険の介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、その他の生活支援サービス事業などの提供体制やその担い手のことです。そして開発とは、提供体制の構築と担い手の育成を指します。

図3 (4頁)を見てください。

高齢者への生活支援の具体的内容として①介護者支援 ②家事援助 ③交流サロン ④外出支援 ⑤配食十見守り ⑥見守り・安否確認——の6つが例示されています。

それぞれが介護保険などの事業に該当し得るか、どんな主体が担い手として想定されるかの分類は▽介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービスなど) ▽一般介護予防事業 ▽任意事業 ▽市町村実施事業 ▽民間市場 ▽地域の助け合い——の6つになっています。

なお、サービスの種類や介護保険の該当・非該当といった制度の細かいところには、本冊子は踏み込みません(必要に応じて厚労省ウェブサイトを)ある資料を参照してください。

ここでは、生活支援コーディネーターが住民に寄り添い、地域で円滑に活動を展開していくために留意すべきポイントを、同資料の記述から読み解きます。

ポイントは3つです。
一つ目は、「地域の助け合い」は①⑥のすべてを網羅し得ること。自治

会、老人会などによる組織的な事業としての福祉活動から、サークル仲間や友人同士、ご近所同士のお付き合いのなかでの、ちょっとした気遣いや手助けまで、住民を最も細やかに見守り、支えられるのは住民です。いわゆる困難ケースや要介護度の重い人にも対処できるという意味ではありません。地域のつながりの輪のなかにいることで(高齢分野に限らず、子育て、障害、生活困窮などについても)深刻な状況に陥るのをある程度予防でき、状況の悪化が懸念される際はいち早く察知され、専門職・機関の支援に結びつきやすいのです。そうした住民の力を知り、評価し、最大限に生かすべきです。

二つ目は、③の「交流サロン」には多様な枠組み、運営主体があり得ること。同資料では、介護保険の介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業の対象になり得るものが例示されています(制度の説明上、当然です)。ともすると私たちは、行政や社会福祉協議会などが認定し、補助・助成金を交付するものが「サロン」だと考えがちですが、そうではありません。目的や期待し得る効果——親しい関係性を築く機会と気軽に過ごせる居場所を確保し、参加者が楽しい時間を共有しながら孤立防止、見守り、健康増進、介護予防を図る——が同じであれば、どのような内容、規模でも、「サ

① 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート

機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

A

資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

B

ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

C

ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域(中学校区域等)があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

①第1層 市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)中心

②第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

図2 厚生労働省の資料「介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援体制整備事業について」より抜粋

※平成27年度地域づくりによる介護予防推進支援事業第1回都道府県介護予防担当者・アドバイザー合同会議(H27・5・19)資料2「介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援体制整備事業について」(厚労省ウェブサイトより)<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000086354.pdf>

生活支援・介護予防サービスの分類と活用例

| サービスの分類 | サービス事業 | 一般介護予防 | 任意事業 | 市町村実施 | 民間市場 | 地域の助け合い | 備考 |
|---------------|---|--------|--|--|------|---------|----------------------|
| ① 介護者支援 | | | 総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。介護者の集い、介護教室等。 | | | | |
| ② 家事援助 | 訪問型サービスで実施、NPO・ボランティアを主に活用 | | | 要介護者の生活支援は任意事業で実施可能。一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で実施可能。 | | | |
| ③ 交流サロン | 要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。 | | | | | | |
| ④ 外出支援 | 訪問型サービスDで実施、担い手はNPO、ボランティア | | | 左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施 | | | |
| ⑤ 配食・見守り | その他の生活支援サービスを活用可、担い手はNPO、民間事業者等 | | 左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施 | | | | サービス市場で提供されないサービスを提供 |
| ⑥ 見守り・安否確認 | その他の生活支援サービスを活用、担い手は住民、ボランティア等 | | 左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り | | | | |

※上表中、地縁組織は地区社会福祉協議会、自治会、町内会、地域協議会等を意味する。

図3 厚生労働省の資料「介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援体制整備事業について」より抜粋

地域には、自治会・町内会、老人会、その他さまざまな住民グループによる多彩な活動があります。サロンや見守りといった地域福祉を目的としたものだけでなく、地区の運動

会、文化祭、草刈りなどの共同作業、祭りや交流イベント、趣味・娯楽・教養・スポーツのサークル、さらには親しい人同士の自宅でのお茶飲み、おすそ分け、お店や公園、道ばたでのゆんたくといったものも、実はつながりづくりや健康づくり、見守り、支え合いなどに役立つ資源です。沖縄の伝統に則して言えば、エイサーや豊年祭、あしびなー、親睦グループとしての模合だつて資源なのです。

繰り返しになりますが、「サロン」と呼ばれなくても、つながりを育む大小さまざまな事実上のサロンが地域に存在します。そこで育まれた親しい仲間同士のつながりのなかで、さりげなくお互いを見守り、具合の悪い人がいればすぐに気づいて声をかけ、家を訪ね、買いものを手伝ったり手料理を差し入れたり、あるいは車に乗せて病院に連れて行ってあげたりします。集い、見守り、安否確認、家事援助、移動支援などが、つながりの輪のなかで行われる、これぞ「地域の助け合い」、地域の住民力です。

補助・助成金の交付対象となるサロンがないからといって「資源不足」と決めつけず、まずはこれらの「埋蔵資源」をきちんと把握し、評価すべきです。そのうえで新たな資源開発の必要性や運営のあり方などが検討されなければ、住民が培ってきた

「サロン」の名称がなくても、事実上のサロンとして評価、認定していいのです。サロンは多種多様であることが重要です。「介護予防サロンは嫌だ」という男性高齢者でも、ラジオ体操やグランド・ゴルフサークル、地区の祭りや共同作業（草刈りなど）に出かければ、そこが彼にとつてのサロンです。

今地域にある住民力が資源

三つ目は、「資源」の捉え方です。同資料では、たとえば①～⑥のような内容で、補助・助成金の交付対象となり、あるいは委託費で運営される事業が、資源だというふうな読み取り方もできます（制度改正でそうしたことにお金をまわせるようになったのですから、説明がそうなるのは当然です）。このような読み取り方で資源の充足状況を調査すれば、ほとんどの地域で不足していることになるでしょう。でも、本当にそうでしょうか。

繰り返しになりますが、「サロン」と呼ばれなくても、つながりを育む大小さまざまな事実上のサロンが地域に存在します。そこで育まれた親しい仲間同士のつながりのなかで、さりげなくお互いを見守り、具合の悪い人がいればすぐに気づいて声をかけ、家を訪ね、買いものを手伝ったり手料理を差し入れたり、あるいは車に乗せて病院に連れて行ってあげたりします。集い、見守り、安否確認、家事援助、移動支援などが、つながりの輪のなかで行われる、これぞ「地域の助け合い」、地域の住民力です。

繰り返しになりますが、「サロン」と呼ばれなくても、つながりを育む大小さまざまな事実上のサロンが地域に存在します。そこで育まれた親しい仲間同士のつながりのなかで、さりげなくお互いを見守り、具合の悪い人がいればすぐに気づいて声をかけ、家を訪ね、買いものを手伝ったり手料理を差し入れたり、あるいは車に乗せて病院に連れて行ってあげたりします。集い、見守り、安否確認、家事援助、移動支援などが、つながりの輪のなかで行われる、これぞ「地域の助け合い」、地域の住民力です。

つながりや集いの場を生かせず、むしろ壊してしまう恐れさえあります。また、ややもすると補助・助成金事業や委託事業のサロンのほうが「埋蔵資源のサロン」より価値が高いと見る向きもありますが、決してそんなことはありません。公的資金に頼らず、100%住民主体で運営され、ほとんど毎日行われる親しい人同士のゆんたくのほろが、むしろ見守りや健康づくりに優れている可能性があります。気軽にゆんたくができる関係性こそ貴重な資源です。

高齢でも一人暮らしになっても、多少体が不自由でも、できるだけ長く自宅で安心して自分らしく暮らせること、それが一番大事な目的です。サロンをはじめ各種の生活支援サービスは、その目的に近づくための手段です。しかし、なかにはサロンなどの立ち上げ支援に前のめりになりすぎ、それ自体が目的と化してしまう場合も見受けられます。そのような姿勢で地域に関われば、よかれと思って一生懸命働きかけても、住民には上から目線の押しつけがましさが感じられ、反発を招く結果になることもあります。そうならないための「資源」「交流サロン」「地域の助け合い（支え合い）」の捉え方について、次頁でさらに掘り下げて説明します。

「ナチュラルな資源」を生かす

「私だけのデイサービス」を

介護・福祉分野の「資源」は、しばしばフォーマル、インフォーマルの二つに分類されます。フォーマル

な資源とは、介護保険などの制度に基づいて専門職・施設が提供する各種サービスを指します。一方、インフォーマルな資源は、有償・無償の制度外サービスです。たとえば、自治会、老人会、地域のボランティア

グループ、民間企業などが自主的に運営する福祉事業（サロン、見守り、配食など）は、一般的にはインフォーマルという位置付けです。

前頁で説明した、サロンとは呼ばれない地域の集いや通いの場、住民同士の親しい関係のなかでさりげなく行われる見守り、手助けなどの「埋蔵資源」は、この二分法に従えばインフォーマルに入るでしょう。ただ、これらがいかに高い福祉的価値を持つとしても、事業として組織的に行われる制度外サービスと同じ区分で扱うのは少々乱暴です。資源に関する関係者の認識に混乱を生じさせる恐れもあります。

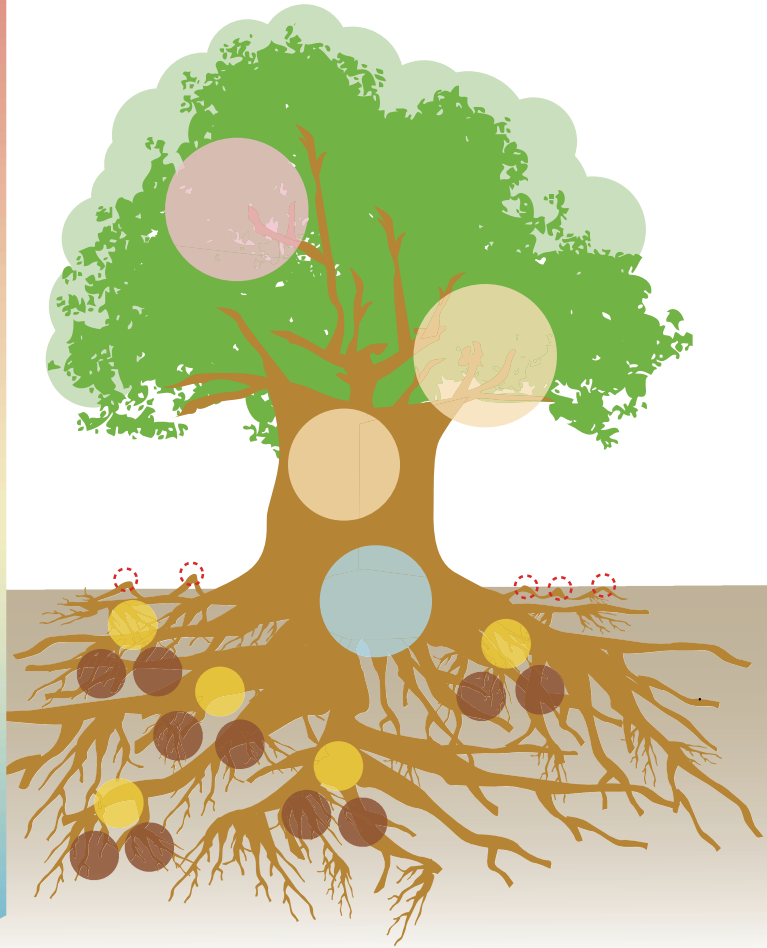
そこで「ナチュラルな資源」という区分を設けます。サロンとは呼ばれないサロンや、介護予防とは呼ばれない介護予防的活動（畑仕事など）、人と人とのつながりのなかで、誰かが困りごとを抱えればすぐに気づいて「自然に」手を差し伸べる、そんな優しい気遣いや手助け（生活支援とは呼ばれない生活支援）と、それを可能にする関係性、さらにはそうした関係性を育む場や活動（地区の祭り、共同作業、サークル活動ほか）はすべてナチュラルな資源です。

図4 「地域づくりの木」は、3つの資源を一本の木に見立てたものです。根がナチュラル、幹がインフォーマル、枝葉がフォーマルを示します。根は、

土の中にあって見えませんが、ただし、それはあくまでも生活支援コーディネーターや介護・福祉の専門職の視点に立った場合です。住民の目線からは、むしろフォーマルな資源が見えづらく、ナチュラルな資源はありふれた日常の、暮らしの「コマ」として存在します。

いずれにしてもフォーマル、インフォーマル、ナチュラルの3資源が地域にバランスよく存在し、なおかつ各資源の関係者がお互いをよく知り、地域に困りごとを抱えた人がいれば、それぞれができることをしてその人の望ましい暮らしのあり方を支えていけるのが理想です。

「その人の望ましい暮らしのあり方」とは特別なことではなく、たいいていは支援や介護を受ける前の生活や人間関係をできるだけ保つこととなのです。介護サービス（フォーマルな資源）のうたい文句として、よく「自分らしい」「自分らしく」といった言葉が使われます。現実的には介護サービスを使うほど、それまでの日常から切り



フォーマルな資源

インフォーマルな資源

ナチュラルな資源

図4 地域づくりの木

※「元気高齢者の暮らしに学ぶ生活支援体制整備事業のあり方 『ゆんたく』は地域の宝 沖縄県生活支援コーディネーター試行的派遣業務報告書」(2019年2月、全国コミュニティライフサポートセンター発行)参照。PDF形式のデータは沖縄県高齢者福祉介護課ウェブサイトからダウンロード可。「ゆんたくは地域の宝」などでキーワード検索)

離され、自分らしさを保つのが難しくなる場合があります。

自分らしさは、ナチュラルな資源において表出されるものです。たとえば、デイサービスでの軽体操やレクリエーションと、あたいぐわーの手入れをしたり木陰で友人とゆんたくするのとは、どちらが自分らしいでしょう。あなたはどちらを選びますか。ずっと暮らしのなかにあった畑や木陰を「私だけのサロン、デイサービス」にできるとしたら(図5参照)。

介護サービスがダメと言うのではありません。ただ、利用しても友人らとのつながりが切れないよう工夫する、できる範囲で畑仕事を続けられるよう周囲がちよっと手助けするといったことでいいわけです。その人の暮らしにどんなナチュラルな資源があるかを家族や周囲の人たち、専門職らが把握し、協力してそれを壊さないようにする、介護予防プランやケアプランに反映させるといった配慮が求められます。

地域づくりの「演出家」に

そうした地域づくりを前提にすると、資源は開発の前に、発掘するものとなります。そのため生活支援コーディネーターの活動実績は、まずはじめにナチュラルな資源の発掘とその情報の発信や共有によって確認すること

が考えられます。

生活支援コーディネーターによる住民などへの地域づくりの働きかけは、次の3つの柱で構成されます。

第一に広聴(Ⅱ地域に入って住民の話に耳を傾け、ナチュラルな資源を発見、取材する)。第二に広報(Ⅱ発見、取材した資源の情報を広く発信。住民をはじめ行政の職員、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの介護・福祉の専門職らと共有する)。第三にナチュラルな資源を守る・増やす・受け継ぐ方策や、フォーマル、インフォーマル、ナチュラルの連携などを話し合う機会(協議体)の設定です。

話し合いのなかで各資源の機能やできること・できないことが明確になれば、スムーズな役割分担を検討する素地になり得ます。話し合いの方向性は(初期段階では)生活課題を解決するというより、ナチュラルな資源を生かして住民の「自分らしさ」をかなえる、そのために3つの資源が連携、協力し、必要に応じて新しい仕組みをつくる(開発する)というものになるでしょう。

この話し合い(協議体)は必ずしも会議とはせず、3資源の関係者が交流し、ときに酌み交わし、思いや夢を語り合う一種のサロンとしてもいいのではないのでしょうか。

なお、ナチュラルな資源は住民向け

に「地域のお宝」○○町の宝もの」などと表現されることが多くなっています。本冊子でもここからは地域のお宝、または単にお宝という呼称を用います。

お宝の広聴・広報がなぜ地域づくりに有効か、もう少し説明を続けます。

従来、地域づくり支援で一般的に採られてきた手法は、高齢者の生活状況のアンケート調査を行い、その結果を基に地域に内在する生活課題を洗い出し、解決策を話し合うというものです。アンケートで必ず上位に入ってくる課題に「移動の足がない」があります。

この課題は全国的なもので、地域によっては少なくとも30年以上前から指摘されています。行政がオンデマンド交通システムなどを整備しても利用率低迷で廃止、といったことが繰り返されてきました。行政でさえ手に負えないものを「住民主体で解決しましょう」と呼びかけても、ハードルが高すぎて住民は困惑するばかりです。実際こうした課題解決型の地域づくりを働かされたことで、「それは行政や社協の仕事だろう。私たちはあんたらの下請けじゃない」といった住民の強い反発を招き、協議体の議論が行き詰まるといったことも起きています。

これに対しお宝を生かす地域づくりは、地域に今あるもの、できていることの発見、評価、共有が軸になります。

詳しくは後述しますが、たとえば90歳で元気に一人暮らしをしているお宝あ(※)がいれば、彼女は間違いなくお宝をたくさん持っています。そのお宝を教えてもらい、広く発信し、誰もが彼女のようになるにはどうすればいいかを一人ひとりが考え、みんなで話し合うきっかけとします。

90歳の元気なお宝あが地域づくりの先生——想像するだけで楽しくなってきました。楽しさこそ住民が地域づくりに取り組むときの推進力です。生活支援コーディネーターは、お宝を生かす地域づくりにおいては、支援者でも指導者でもなく、住民を輝かせる演出家になるのです。

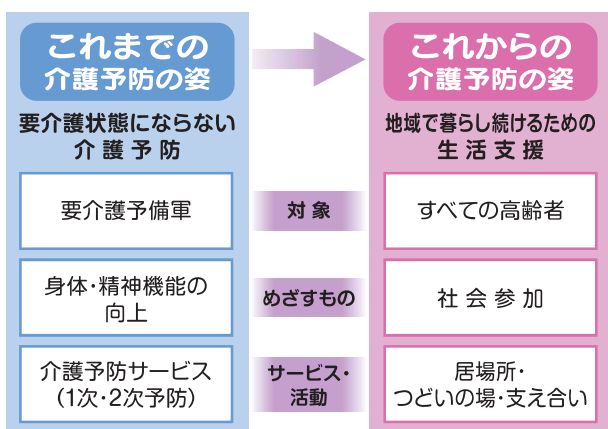


図5 介護予防の考え方



移動販売で買い物をするついでにゆんたくする人たち(中央奥は生活支援コーディネーターと儀朗子さん)

「地域のお宝」選集 その1

ここからは「地域のお宝」を巡る生活支援コーディネーターの優れた実践とその背景にある考え方を説明していきます。まずは、各市町村のコーディネーターたち(※1)が掘り起こしたお宝の具体例を紹介しましょう。

買いものついで集いの場



名護市の久志・三共地区地域包括支援センターに所属する第2層(※2)生活支援コーディネーター、与儀朗子さんが見つけたお宝

の一つに、移動販売での買いものついでにゆんたくがあります。

商店がすべて廃業してしまった地区の公民館に週2回、移動販売車が来ます。常連客は7〜8人。ほとんどが車を持たない近所の独居や日中独居状態の高齢者です。なかには週に1、2度デイサービスを利用する人、少し認知機能の低下した人も。日用品や食料品を購入するだけでなく、買いもの前後、日陰のベンチでのんびりゆんたくを楽しみます。姿を見せない人がいれば「あの人は病院の日」「今日はデイ

サービス」などと買いもの仲間同士で情報共有。

誰も消息をつかめないときは電話したり、家を訪ねて様子を確かめたり。この買いもの見守りの輪には公民館長(区長)や書記も加わっています。

認知機能の低下した人が、いつも買うものを忘れたり、同じものをいくつも買おうとしたりすると、仲間が「あれ買わないね?」「もう買ったさ」などと教えてあげます。お金の用意が足りなければ、貸したり借りたりも。

「記憶力も小銭も仲間同士で補って、楽しく買いものしてゆんたくして、お互いを見守っています」(与儀さん)

圏域(※2)内で移動販売車が停まる場所は7か所あり、与儀さんはそのすべてをときどき訪

※1 「見つける、生かす」住民力」地域づくりの極意と実践 沖縄県生活支援体制整備事業ガイドブック」(2021年3月、沖縄県高齢者福祉介護課発行)に関連記事。PDF形式のデータは沖縄県高齢者福祉介護課ウェブサイトからダウンロード可。「地域づくりの極意と実践」などでキーワード検索)

※2 生活支援体制整備事業では、市町村全域を「第1層」、中学校区などで区割りする日常生活圏域を「第2層」とし、それぞれに生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行うことが可能(第1、2層の区分け、圏域の設定などについては、本冊子17、18頁を参照)